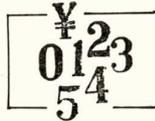


住民税の申告書の書き方



そろそろ住民税の申告時期が近づいてきました。そこで、みなさんが——余分な税金を払って損をした——というようなことのないよう、今月号で住民税の申告と計算の仕方についてご説明します。

課税される人は……

- 44年1月1日現在、区内に住み、前年中に所得があった人
- 区内に事務所や事業所、家屋などがあり、区外に住んでいる人

申告が必要な人は……

- 前年中に所得があった人
ただし、所得税の確定申告をした人や、給与所得だけで、勤め先から区へ給与支払報告書を出した人は除かれます。
- 事務所・事業所・家屋などがある人
※ 申告書が区から送られた人で、無所得その他の理由により申告の必要がない場合は、課税係へご連絡ください。

提出期限と場所は……

3月15日ですが、なるべく早めに区役所、同第二庁舎、またはよりの出張所へお出してください。なお、みなさんの利便を考えたのとおり課税課職員が出張受け付けを行いますので、ご利用ください。

- 3月11日～12日 午前9時～午後4時
場所 第1～第10出張所
- 3月13日～14日 午前9時～午後4時
場所 第11～第20および東綾瀬出張所

計算の仕方は……

- ① 収入金額-②必要経費-③事業専従者控除額=所得金額
- ④ 所得金額-⑤所得控除=課税標準額
- ⑥ 課税標準額×税率=⑦算出所得割額
(実際に計算する場合は、後述の算出所得割額の出し方による)
- ⑧ 算出所得割額-⑨税額控除=差引所得割額
- ⑩ 差引所得割額+均等割額(区600円、都100円)=区民税・都民税個人分
なお、⑧以下、区民税分と都民税個人分を、それぞれ別々に計算し、それを合計したものが住民税額となります。

④ 必要経費とは……
収入を得るために必要な経費で、次のようなものが含まれます。

販売した商品の原価、雇人費、減価償却費、種苗代、肥料代、飼糧費、固定資産税などの税金等です。したがって、生活費はこれに含まれませんのでご注意ください。

⑤ 事業専従者控除とは……

事業所得または不動産所得があり、同一生計の配偶者や15歳以上の親族が、あなたの事業に6か月以上専従した場合は、事業専従者として、次の(1)か(2)のうち、いずれか少ない方の金額が、収入金額から控除されます。

- (1) 11万円(青色申告の専従者は17万円)
- (2) (事業所得+不動産所得)÷(事業専従者の数+1)

⑥ 所得控除には……

次の12種類あり、これに該当する場合は所得金額から差し引くことができます。

1. 雑損控除 あなたや同一親族のうち43年中の各種所得の合計額が15万7千500円以下の人の資産(家屋、家財道具、現金など)が天災、火災、盗難などで損害を受けた場合控除されるもので、計算方法は次のとおりです。

(損害金額-保険金などでうめられた金額)- (所得金額×10/100) = 雑損控除額

2. 医療費控除 あなたや同一生計の親

族のために支払った治療費または医薬費などがあるとき控除されるものです。
(支払った医療・医薬費の総額-保険金でうめられた金額) - (所得金額×5/100) = 医療費控除額

ただし、控除の最高限度額は15万円。

3. 社会保険料控除 あなたや同一生計の家族の国民健康保険、国民年金などの保険料を43年中に支払った場合、その支払額全額が控除されます。
4. 小規模企業共済掛金控除 43年中に支払った第1種共済掛金全額を控除。
5. 生命保険料控除 43年中に支払った生命保険料、簡易保険料がある場合控除されるもので、支払った保険料が1年間に――

- (1) 1万5千円まで…支払った保険料全額
 - (2) 1万5千円をこえ3万5千円まで…支払った保険料×1/2+7千500円
 - (3) 3万5千円をこえた場合…2万5千円
- ただし、③保険契約による配当金は、支払った保険料から差し引いて計算。①一口9千円をこえるものは証明書が必要。②生存保険で5年未満のものは対象外です。

6. 障害者控除 あなたや同一生計の家族に障害者がある場合、1人6万円(特別障害者の場合は1人8万円)が控除されます。
7. 高齢者控除 65歳以上(明37年1月1日以前生まれ)で、所得金額が500万円以下の場合、6万円が控除されます。
8. 寡(か)婦控除 65歳未満(明37年

1月2日以後生まれ)の寡婦(未亡人)で扶養親族または43年中の各種所得の合計額が15万7千500円以下の同一生計の子がある場合、6万円が控除されます。

9. 勤労学生控除 学生で給与など勤労による所得があり、43年中の合計所得金額が25万円以下で、かつ不動産、配当など勤労によらない所得が10万円以下の場合、6万円が控除されます。
10. 配偶者控除 配偶者の43年中の各種所得の合計額が10万円(自己の勤労によらない所得の場合は5万円)以下のとき、9万円が控除されます。
11. 扶養控除 同一生計の親族(配偶者を除く)のうち、43年中の各種所得の合計額が10万円(自己の勤労によらない所得の場合は5万円)以下の人がいるとき控除されるものです(43年中に死亡した扶養親族があるときは、その人も含みます)。

- (1) 配偶者控除を受けた場合…1人めから5万円
- (2) 配偶者控除を受けない場合…1人めは8万円、2人めから5万円

12. 基礎控除 11万円です。
なお、ことしも住民税減税の一環として事業専従者控除額および所得控除の一部が改正される模様です。

⑧ 算出所得割額の出し方……

別掲の速算表により(課税標準額×税率-速算控除額)で計算したものが算出所得割額で、区民税分と都民税(個人)分と別々に計算します。

▲例▶ 課税標準額が30万円の場合
300,000円×3/100-1,500円=7,500円
……特別区民税分
300,000円×2/100=6,000円
……都民税(個人)分

⑨ 税額控除とは……

算出所得割の税額から控除されるもので、43年度中に配当所得があった場合に受けられます。

控除額は……
■ 特別区民税分……配当所得金額の3%
■ 都民税個人分…… “ 1.2%
ただし、課税総所得金額が1千万円をこえる部分の配当所得金額については、この率のそれぞれ半分です。

算出所得割額速算表

特別区民税	税率	速算控除額
15万円まで	2%	0円
40万円まで	3	1,500
70万円まで	4	5,500
100万円まで	5	12,500
150万円まで	6	22,500
250万円まで	7	37,500
400万円まで	8	62,500
600万円まで	9	102,500
1,000万円まで	10	162,500
2,000万円まで	11	262,500
3,000万円まで	12	462,500
5,000万円まで	13	762,500
5,000万円をこえるもの	14	1,262,500

都民税(個人分)		
課税標準額	税率	速算控除額
150万円まで	2%	0円
150万円をこえるもの	4%	30,000円

以上で住民税の申告と計算の仕方についての説明は終わりますが、わからないところや詳しいことは、後日郵送する『申告書の手びき』をお読みくださるか、または課税係にお尋ねください。

なお、『申告用紙』と『申告書の手びき』は、2月12日ごろまでに、みなさんのご家庭へお送りする予定です。万一、届かなかったときは、ごめんとどうでも区役所の第一課税係(内線263-269)または第二庁舎の第二課税係(886-3165)へご連絡ください。

確定申告をされるかたへ



所得税の確定申告期間は、2月17日～3月15日までです。この申告をされるかたは住民税の申告をする必要はありませんが、確定申告書を入力する際、次の事項にご留意ください。

- 1月1日現在の住所と氏名のフリガナは必ず記入してください。
- 「給与所得以外の住民税の徴収方法の選択」欄——給与所得の住民税は特別徴収(給料から差し引き)することになっていますが、給与所得以外の所得がある場合、③その分の住民税を給与所得分の住民税といっしょに納めたいときは「特別徴収」の項を、また④給与分とは別に直接納めたいときは「普通徴収」の項を○で囲んでください。
- 確定申告の際、事業専従者を有利な配偶者控除または扶養控除の対象としたけれど、住民税のときは逆に事業専従者として申告したい場合、その人の氏名を記入してください。
- その他、所得税の『申告書の書き方』の住民税に関する事項の説明を読んでから記入するようお願いします。

確定申告の説明会

税務署等と共催で、次により確定申告書の書き方について説明会を開きます。もよりの会場へおこしくください。時間は、いずれも午後1時～4時30分まで。

- 2月12日-一区役所7階(千住一丁目50)
- “ 13日-青年館(西新井一丁目4-17)
- “ 14日-東部区民福祉センター(東綾瀬一丁目5-17)

“口座振替”のご利用を

区では昨年度から住民税(普通徴収分)の納税に“口座振替”を採用しています。

身体障害者等の軽自動車税減免対象が広くなりました

いままでは、身体障害者等が自分で運転する場合に限って軽自動車税が減免されていました。しかし、今回、税法が改正され、減免される対象が「身体障害者等または同一生計のかたが所有し、身体障害者等の通勤、通学、通院などのために、本人または同一生計のかたが運転する車」となり、43年4月にさかのぼって実施されることになりました。

手続きは……減免を受けようとする軽自動車と運転免許証、それに手帳と印鑑をお持ちのうえ、区役所または第二庁舎の課税係へ申請してください。

なお、44年度分からは、納期日の7日前までに申請しないと減免を受けられません。「身体障害者等」の範囲は……次の表のとおりです。

1. 身体障害者手帳を持っているかた	
障害の区分	障害の程度
下肢(シ)不自由	1～6級
体幹不自由	1～3級、5級
上肢(シ)不自由	1級、2級の1～2
視覚障害	1～3級、4級の1
聴覚障害	2～3級
平衡機能障害	3級、5級
心臓機能障害	1級、3～4級
呼吸器機能障害	1級、3～4級

2. 戦傷病者手帳を持っているかた	
障害の区分	不具・傷病の程度
下肢不自由	特別～第4項症、第6項症および第1～第3款症
体幹不自由	特別～第2項症、第4～第6項症
上肢不自由	特別～第2項症
視覚障害	特別～第2項症、第4項症
聴覚障害	第2項症、第4項症

3. 愛の手帳を持っているかた	
1度(最重度)、2度(重度)、3度(中度)までの各項目	